

令和3年度 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

春日井市実施計画

令和3年4月

春日井市

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画期間	1
3	管理が行われるべき区域	1
4	管理の目標	1
	(1) 目標	1
	(2) 現状	1
	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	5
5	目標を達成するための対策	8
	(1) 個体数調整等による捕獲	8
	(2) 農林地対策	8
	(3) 生息環境管理	9
	(4) イノシシ被害防除対策	9
	(5) モニタリングの実施	11
6	その他の管理のために必要な事項	12
	(1) 計画の実施体制	12
	(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック	13

この計画は、愛知県が平成28年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

3 管理が行われるべき区域

本計画に基づき管理が行われるべき対象区域は、市内全域とする。

4 管理の目標

（1）目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

ア 農業被害等の未然防止又は減少

イ 個体数を削減し、生息密度の低減

ウ 生息分布の縮減

エ CSF（豚熱）ウイルスの拡散防止

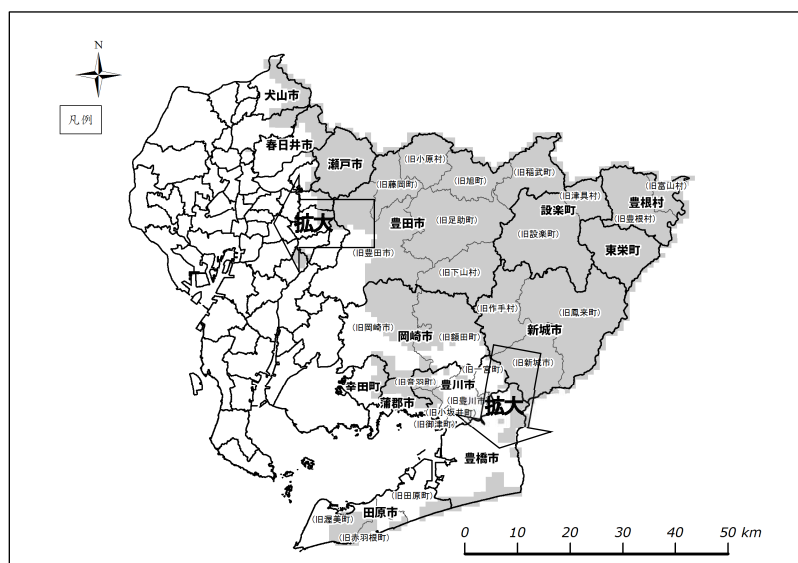
（2）現状

ア 生息状況

（ア）分布域

平成27年度に県が市町村、鳥獣保護管理員、猟友会等を対象に実施したアンケート調査及び聞き取り調査によると、イノシシ分布域の範囲は、図1に示すとおり県東部の山間部を覆い尽くしており、平成17年度以降西方向や南方向へ広がっている。市内においても、分布域は東部の山沿いの地域に及び、山間部に隣接する平地の民家付近まで被害が広がっている。

図1 イノシシの分布状況（平成27年度）



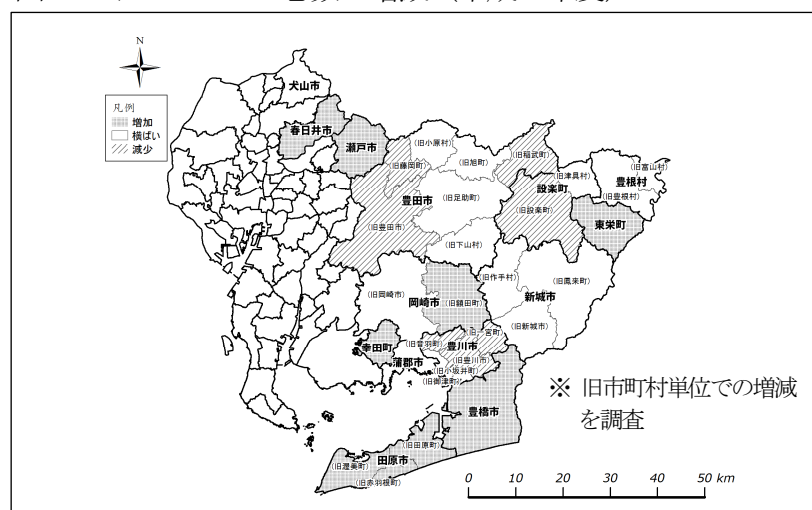
（出典）愛知県自然環境課資料

（イ）生息数及び生息密度

イノシシは高い繁殖力を持ち、大型哺乳類の中では、増加率が極めて高いこと、また、県内では捕獲数が増加していることから、現在の県内の生息数は増加していることが予測される。

しかし、イノシシに関しては、現時点で生息数や生息密度を推計する実用的な方法が確立されていない。仮に、ある時点での生息数が把握できたとしても、繁殖能力が高く、大型哺乳類の中では特に個体数変動が大きい種であるため、推定結果が役立たなくなる可能性が高い。県が実施したアンケート調査及び聞き取り調査によるイノシシの生息状況は図2のとおりである。

図2 イノシシの生息数の増減（平成27年度）

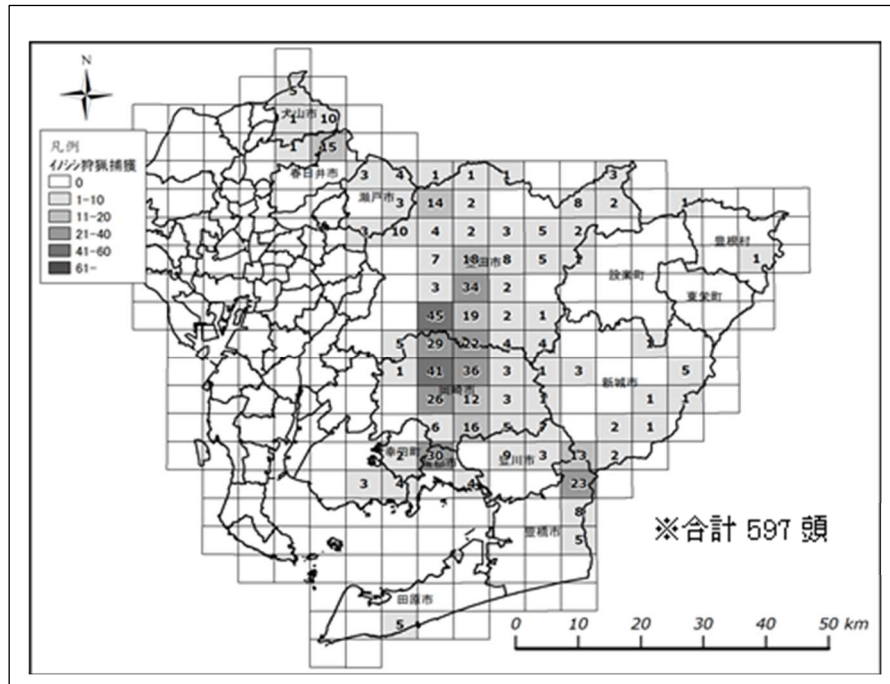


（出典）愛知県自然環境課資料

(ウ) 捕獲状況

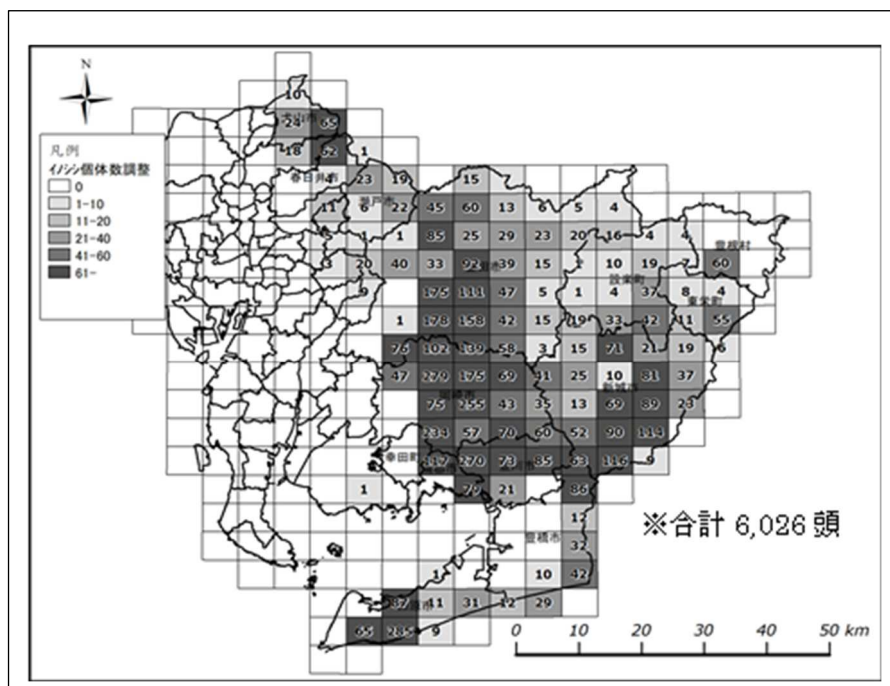
令和元年度のイノシシの狩猟による捕獲数を図3に、特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲数（以下「個体数調整」という。）を図4に示す。県内東部のほぼ全域で捕獲されている。市内の個体数調整による捕獲数を表1に示す。

図3 狩猟によるイノシシ捕獲分布図（令和元年度）



（出典）愛知県自然環境課資料

図4 個体数調整によるイノシシ捕獲分布図（令和元年度）



（出典）愛知県自然環境課資料

表1 イノシシ捕獲数の推移 (単位：頭)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
個体数調整	56	137	37	230
狩猟	—	—	15	15
合計	56	137	52	245

イ 生息環境と土地利用状況

イノシシの生息域の大部分は森林であり、市内の林種別森林（民有林）等の面積を表2に示す。

市内においては、広葉樹林の割合が約3割と高くなっており、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の傾斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。他にも、里山は中山間地域と比べて竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されている。市内の耕作放棄地面積の推移を表3に示す。耕作放棄地の増加は、イノシシによる農林作物被害の増加、イノシシの生息数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。このことが、農家の耕作意欲を減退させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環となっている。

表2 市内の林種別森林（民有林）等面積 (単位：ha)

総数	立木地								竹林		無立木地	
	針葉樹		広葉樹		(再 掲)							
					人工林	天然林						
1,544	978	63.3%	509	33.0%	453	29.3%	1,034	67.0%	20	1.3%	37	2.4%

(出典) 2019年度 愛知県林業統計書 (愛知県林務部林務課、令和2年)

表3 市内の耕作放棄地面積の推移 (単位：ha)

平成17年度	平成22年度	平成27年度
122	103	136

(出典) 「愛知県の農林業センサス結果」 (愛知県)

ウ 被害状況

市内の農作物の被害状況（推定）を表4に示す。

表4 農作物被害状況（推定）

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
0.8	842	1.65	1,193	1.0	559

（出典）「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」

（3）目標を達成するための施策の基本的な考え方

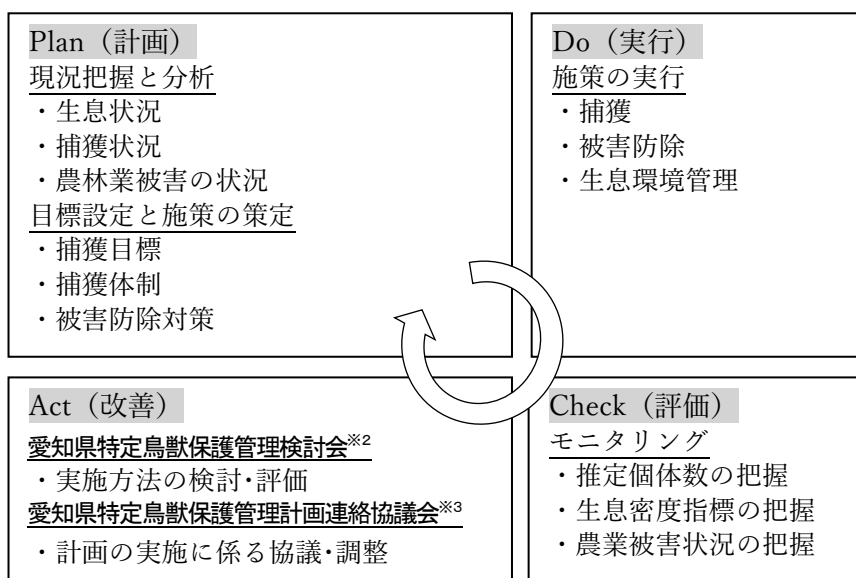
ア 順応的管理

野生鳥獣管理の実施にあたっては、個体数推定や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、図5に示すPDCAサイクルに沿って進めることとする。

具体的には、目標を達成するために、各施策を推進するとともに、その効果を毎年度評価し、必要に応じて施策を見直すこととする。

また、捕獲目標についてもPDCAサイクルの評価を踏まえ、順応的に見直すことを県に求めていることとする。

図5 順応的管理の概念図



※1 順応的管理

順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定・計画策定を行い、対策を実施し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再目標設定・計画策定を行うという作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。

※3 愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村等からなり、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。

イ エリア管理

保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、田原市の移入個体群を除き、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、地域個体群ごとの管理は困難であるとする。

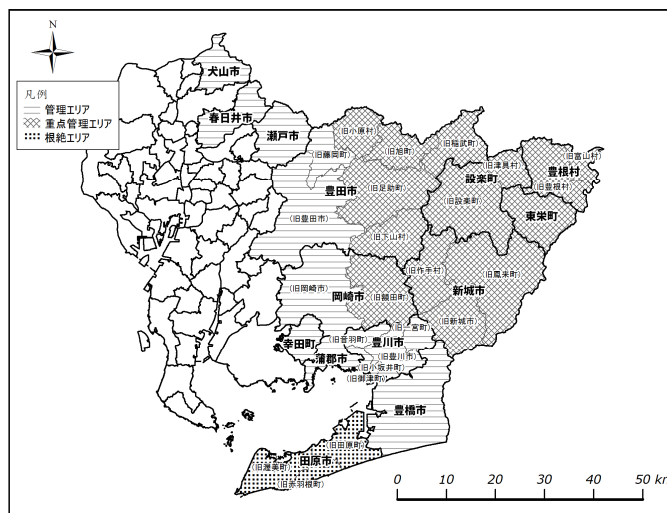
このため、対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリア、近年まで生息していなかった田原市を対象とした根絶エリアの3種類に区分し、表5に示した各エリアの目標に応じた施策を推進する。

本市が属する拡大防止エリアでは、里山と平地との境界まで分布域が拡大した場合、平地における農業被害のみならず市街地における生活環境被害が生じるおそれがあるため、積極的な捕獲により生息密度の低減を行い、農業被害の未然防止又は減少を図る。

表5 エリア管理

エリアの目標		管理内容		
		環境整備	個体数調整	モニタリング
重点管理エリア	農業被害の減少 生息密度の低減	生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林に誘導する。 (共生のための環境整備)	・農業被害金額の大きいエリアで捕獲を重点化。 ・エリア全体で適正な個体数に調整するための積極的な捕獲の徹底。	P11「表9モニタリング項目を参照」
拡大防止エリア	分布域の縮減 農業被害の未然防止又は減少 生息密度の低減	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	エリア全体で適正な個体数に調整するための捕獲の実施。	
根絶エリア	移入個体の根絶 農業被害の未然防止	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	エリア全体で根絶するための捕獲の徹底。	

図6 愛知県のエリア区分図



(出典) 愛知県自然環境課資料

5 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整等による捕獲

ア 捕獲目標数の設定

近年の捕獲数、CSFウイルスの拡散防止や捕獲の担い手の現状等を考慮し、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえて、表6のとおり捕獲目標数を設定する。

表6 捕獲目標数 (単位：頭)

令和元年度			令和2年度(見込み)			令和3年度(目標)		
狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計
15	37	52	—	105	105	—	100	100

イ 捕獲の実施

捕獲は、箱わなにより実施する。農家等の要望に基づき、春日井猟友会と調整の上、適切な場所に設置するが、周辺農地のイノシシ被害状況や捕獲状況により移設し、効率的に捕獲を実施する。

また、イノシシ被害を低減するために、農地周辺での効率的な捕獲を進めることにより、農地に被害を与えている個体を捕獲する。

(2) 農林地対策

イノシシ被害を防除するためには、市が春日井猟友会、地域住民等と情報共有するとともに、イノシシ被害がある地続きの近隣市とも連携を図り、計画的・継続的にイノシシ被害防除対策を実施することにより、集落及び農地がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、イノシシ被害防除対策(電気柵等の設置等)及びイノシシの誘引要因の除去は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取組を進める。

ア 電気柵の設置

電気柵の設置にあたっては、柵下部や隙間等からの潜り込みや急斜面からの飛び込み等により、イノシシが農地内へ侵入できないように注意する。また、電気柵の効果の低下の原因となる漏電等が生じないように、点検、草刈り、柵の補修等の適切な管理を定期的に行うほか、感電防止のための適切な措置を講ずる必要がある。

イ トタンやワイヤーメッシュ柵の設置

電気柵より安価なイノシシ被害防除対策として、農地をトタン等で囲い、イノシシに農地を見られないようにするとともに、物理的に侵入を防ぐ方法がある。地域が一体となって設置することにより、イノシシに農地を生活圏（餌場、ぬた場等）として認識させない効果も期待される。設置に当たっては、イノシシに農地が見られないよう、トタンの高さをイノシシの目の高さ以上とするとともに、隙間等から農地へ侵入できないように、トタンとトタンの間はしっかりと金具等で固定する必要がある。

一方、ワイヤーメッシュは、トタンよりは高価だが、強度があること、高さが確保できる利点がある。ただし、ワイヤーメッシュに目隠し効果はないため、イノシシが農地に執着しているときは、トタンと組み合わせて効果を高める必要がある。

(3) 生息環境管理

ア 生息環境の保護

市内における鳥獣保護区は少年自然の家鳥獣保護区の1か所（平成20年指定）39haで、保護区の全域がイノシシの分布域に含まれている。

イ 生息環境の整備

次の環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げること、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

(ア) 森林環境の改善

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等、適切な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

(イ) 誘引物の除去

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への侵入路となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はイノシシの餌となるため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

(4) イノシシ被害防除対策

イノシシの捕獲に加え、イノシシ被害防除対策として、集落ぐるみの対策と個人が行う対策の2本立てにより、侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の資材費補助による設置を進めている。

イノシシの捕獲については、春日井猟友会の捕獲従事者が箱わなの見回りをを行い、捕

獲した場合に止めさしを行う体制が整っているが、捕獲従事者の高齢化などによる担い手不足が課題となっている。

集落ぐるみのイノシシ被害防除対策では、電気柵は管理面の課題があることから、ワイヤーメッシュ柵の設置が主流になってきている。しかし、ワイヤーメッシュ柵についても、設置後の見回りや補修などの維持管理を十分に行わなければ、将来イノシシに侵入される恐れがあるため、設置後にも十分に管理がなされるよう地域内での連携・意思統一が必要となる。

表7 イノシシ被害防除対策の評価（令和元年度）

被害動向	防除対策			環境管理	
	電気柵	ワイヤーメッシュ	その他	草刈	未収穫農作物等の回収等
減少	○	◎	—	—	—

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない —：不明等

表8 イノシシ被害防除対策の実績（令和元・2年度）・実施計画（令和3年度）

実施年度	防除対策			環境管理	
	電気柵	ワイヤーメッシュ	その他	草刈	未収穫農作物等の回収等
令和元年度実績	6,100m	—	—	—	—
令和2年度見込	—	—	—	—	—
令和3年度計画	—	—	—	—	—

(5) モニタリングの実施

イノシシやそれを取り巻く自然環境においては未解明な点も少なくない。

順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、表9に示す生息状況や農業被害状況等についてモニタリングにより評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

表9 モニタリング項目

調査・分析項目		目的	内容・方法等	実施者	時期
生息状況	狩猟実績(出猟カレンダー)	分布・生息数の経年変化 密度指標の経年変化	狩猟により捕獲した場所を生息情報マップ(5kmメッシュ)として作成するほか、市町村別にCPUEとWPUEを算出	県(自然環境課)	毎年
	捕獲実績(有害駆除)	被害実態の経年変化	有害駆除を行った場所を被害情報マップ(5kmメッシュ)として作成	各市町村	毎年
	アンケート調査 聞き取り調査	分布・生息数の経年変化	分布等を把握するアンケート調査、聞き取り調査	県(自然環境課)	5年毎
被害状況	農業被害調査	被害実態の経年変化	市町村からの農業被害量・金額等の報告内容を精査するほか、農業被害の増減を5kmメッシュで把握	県(農業振興課)	毎年
防除対策	防除対策の効果	防除対策の評価	農林業従事者からの報告内容を精査	県(農業振興課)	毎年
その他	狩猟者数動向調査	狩猟者数の経年変化	免状発行数からの動向分析	県(自然環境課)	毎年
総括	総合分析	各モニタリング結果を総合的に評価しフィードバック	各モニタリング結果を一元管理し、総合評価を行った後、検討会に諮る	県(自然環境課)	毎年

6 その他の管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

ア 計画作成体制

市が、利害関係者で構成される春日井市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を参考に計画を作成する。

協議会の構成員は、農家の代弁者（尾張中央農業協同組合、春日井市農業委員会）、捕獲者の代弁者（春日井猟友会）、行政（市、県）とする。

イ 状況の把握・収集体制

(ア) 被害状況

a 農業被害

市内の農家にアンケートを実施する。

b 生活環境被害

地域住民、市、県、警察、消防等が状況を把握し、市に連絡する。

c 生態系被害

生態系被害については、被害把握体制が確立されておらず、関係機関と連携しながら、被害把握に努める。

(イ) 捕獲状況

a 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を、県が市に連絡する。

b 個体数調整による捕獲

市が個体数調整による捕獲数を集計し、把握する。

(ウ) 生息状況

県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（CPUE）の変化を市に連絡する。

ウ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

エ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ごみの撤去等、イノシンを寄せ付けない環境管理については、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

オ 被害防除体制

協議会、農家、春日井猟友会の連携により、侵入防止柵の設置を進める。市及び県はこれを支援する。

カ 生息環境整備体制

森林管理にあたり、県及び市は間伐の実施など、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

市及び県は、捕獲実施者等の協力を得て前年度のイノシシの捕獲数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別等を把握する。ただし、イノシシの生息数については、現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することが難しいため、県が、CPUE値（単位努力当たりの捕獲数）、農業被害の増減傾向等の調査を実施し、調査結果に基づき生息頭数の増減を推測する。

これに加え、市は農家等の協力を得て、対象区域における前年度のイノシシ被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

これらを踏まえ、毎年度、愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会において、各エリアの目的に沿って協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。